

## 第 10 動力消防ポンプ設備の設置等に関する指導基準

### 1 趣旨

この基準は、動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関し、令及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 設置場所

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）の設置場所は、次によること。

- （１）設置する水源ごとに当該水源の直近又は容易に接近できる場所とすること。なお、直近とは水源からおおむね 5 m 以内の位置をいうこと。
- （２）雨水等の影響を受けるおそれのない場所又は同等以上の措置をした場所に設置すること。
- （３）原則として当該防火対象物内に設置しないこと。

### 3 水源

水源は「第 2 屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準」2（（４）及び（１１）を除く。）に準ずるほか、地盤面より下に設けられる水源の有効水量は、次によること。

- （１）地盤面から落差 5 m 未満の場合は、水源の下端から 0.5 m 以内の部分是有効水量に含めない。
- （２）地盤面から落差 5 m 以上ある場合は、落差 4.5 m 以内の部分の有効水量とする。
- （３）水槽は、鉄筋コンクリート、ステンレス鋼板製等耐食性及び耐熱性のあるものとする。ただし、不燃材料で作られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、開口部に防火戸（出入り口は、常時閉鎖式とすること。）を設けた専用室又は当該建築物等から延焼のおそれのない場所に設置する場合は、合成樹脂製のものとすることができる。
- （４）吸管投入孔を設ける場合は、直径 60 cm の円が内接することができる大きさ以上とすること。
- （５）消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引される場合の水源に至る経路は、消防ポンプ自動車当該防火対象物内（床面積の発生しない庇下等を含む。）を通らないように設けること。

### 4 器具

器具については、次によること。

- （１）吸管は、3 の水源水量を有効に採水できる長さ及び構造のものとする。
- （２）ホースは、動力消防ポンプの規格放水量に基づき、令第 20 条第 4 項第 1 号の規定によりその有効範囲となる部分に、有効に注水できる本数

(20mホース5本以上)を設けること。なお、「有効に放水できる」とは、間仕切壁等(くぐり戸のない防火シャッターを含む。)により放水できない部分が生じないように、消防用ホースを延長する経路、消防用ホースの長さ及び放水距離を考慮し、有効に消火できるよう設けることをいうものであること。

## 5 表示

表示については、次によるものとする。

(1) 動力消防ポンプを収納する部分には、「動力消防ポンプ常置場所」と表示すること。

(2) 水源の付近には次の表示をすること。

ア 「動力消防ポンプ用水源」である旨を見やすい位置に、かつ容易に判別できる文字で表示すること。なお、消防用水と兼用するものは、消防用水、採水口の標識により表示をすること。

イ 3(4)の吸管投入孔を設ける場合は、吸管投入孔の蓋付近に「吸管投入孔」と表示をすること。

## 6 その他

(1) 水源は、令第27条の消防用水と兼用することができる。ただし、水量の兼用はできないものとする。この場合における技術基準は、当指導基準及び「第15 消防用水の設置等に関する指導基準」に準ずること。

(2) 消防用水と水源を兼用する場合は、動力消防ポンプ使用時に消防ポンプ自動車は水利部署できる場所を確保すること。

## 附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

## 附 則

この基準は、令和7年4月1日から適用する。